



「相続財産管理人口座開設手数料」新設のお知らせ

平素より、大田原信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
このたび、大田原信用金庫では、「相続財産管理人口座開設手数料」を新設いたします。
今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設日

令和 5 年 10 月 2 日（月）

2. 新設する手数料

相続財産管理人口座開設手数料 口座開設 1 件当たり 11,000 円（税込）

※新規に口座開設する相続財産管理人名義の全口座（個人・法人を問いません）

※複数の口座を開設する場合は、口座開設 1 件につき、上記手数料をお支払いいただきます。

以 上

